

めるところによるものとすること。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。
- (第二十条第一項関係)

- (二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童

手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十条第一項関係)

三 平成二十二年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとすること。 (第二十一条関係)

第七 雜則

一 子ども手当に係る寄附

- (一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとすること。 (第二十三条第一項関係)
- (二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用

しなければならないものとすること。 (第一二十三条第一項関係)

二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとすること。 (第二十四条から第三十条まで関係)

三 事務の区分

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。 (第三十一条関係)

四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとすること。 (第三十二条関係)

五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとすること。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとすること。（第三十

三条関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。ただし、四については公布の日から施行するものとする」と。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

三 経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第三条から第十九条まで関係）

四　三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。
（附則第二十条関係）

児童扶養手当法の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

概 要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日等

(1) 施行日

平成22年8月1日

(2) 経過措置等

請求の手続等について所要の経過措置を設ける等する。

児童扶養手当の支払い時期と所要額について

児童扶養手当を父子家庭へ支給した場合の世帯数及び所要額

受給見込み数	父子世帯数※	所要額(12ヶ月分)
約10万世帯	約20万世帯	約150億円(国庫)

※ 平成18年度全国母子世帯等調査等による粗い推計

(注) 父子世帯については、平成18年度母子世帯等調査等を基に母子世帯と同じ要件(所得制限等)で父子家庭にも支給するとした場合の推計

- 児童扶養手当は、8月、12月、4月を支払い期月としており、支払月の前月までの手当を支払う。
- 父子家庭への支給は、平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、8月～11月分の4ヶ月分(50億円)が必要。

